

## 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する 特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の概要

令和3年6月23日  
農林水産省  
消費・安全局

- ① 発生に備えた都道府県が取組として、以下の点に留意した動員計画及び調達計画の策定、国への報告について規定 [第2-2の2]。
  - ・ 都道府県内の最大規模の農場における発生を想定する。
  - ・ 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
  - ・ 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合に、農林水産省、他の都道府県等からの派遣について、事前に動物衛生課と協議する。さらになお困難な場合に事前に自衛隊と協議する。
  - ・ 衛生資材、薬品等の備蓄、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。 等
- ② 都道府県は、家きんの所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行うこと、これらの取組が十分でない場合は、焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、可能な限り、防疫協定の締結を進める等の措置を講ずるとともに、家きん所有者に対して、必要な取組を求めることを規定 [第2-2の2]。
- ③ 都道府県知事が必要と認める大規模所有者に対して、発生に備えた対応計画の策定を指導し、策定された対応計画を動物衛生課に報告することを規定 [第2-2の2]。

- ④ 都道府県は、事前策定した動員計画をもとに、必要な人員に関する具体的な防疫計画を立てることを規定 [第6の4]。
- ⑤ 他の都道府県又は関係機関(自衛隊を含む。)に協力要請する場合には、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針を明確にすることを規定 [第6の4 留意事項27]。
- ⑥ 本病が発生した場合に周辺農場へのまん延防止の観点から、発生農場及び発生農場周囲1 km以内の区域に位置する農場の小型野生動物対策の実施、散水車等を活用した発生農場周辺の地域全体の面的な消毒の検討を規定 [第7の1 留意事項31及び第11の3 留意事項50]。
- ⑦ 移動制限の対象外となった農場において、移動の際に必要な措置が講じられていないことが判明した場合、移動制限区域内の複数の農場において本病の発生が継続する場合等、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、家きん等の移動を禁止し、協議を見合わせる旨を規定 [第9の5]。
- ⑧ 集中続発時の発生状況確認検査について、一部省略が可能となる場合について規定 [第12の2 留意事項56]。